へき地保健医療対策現況図

（令和5（2023）年7月28日現在）

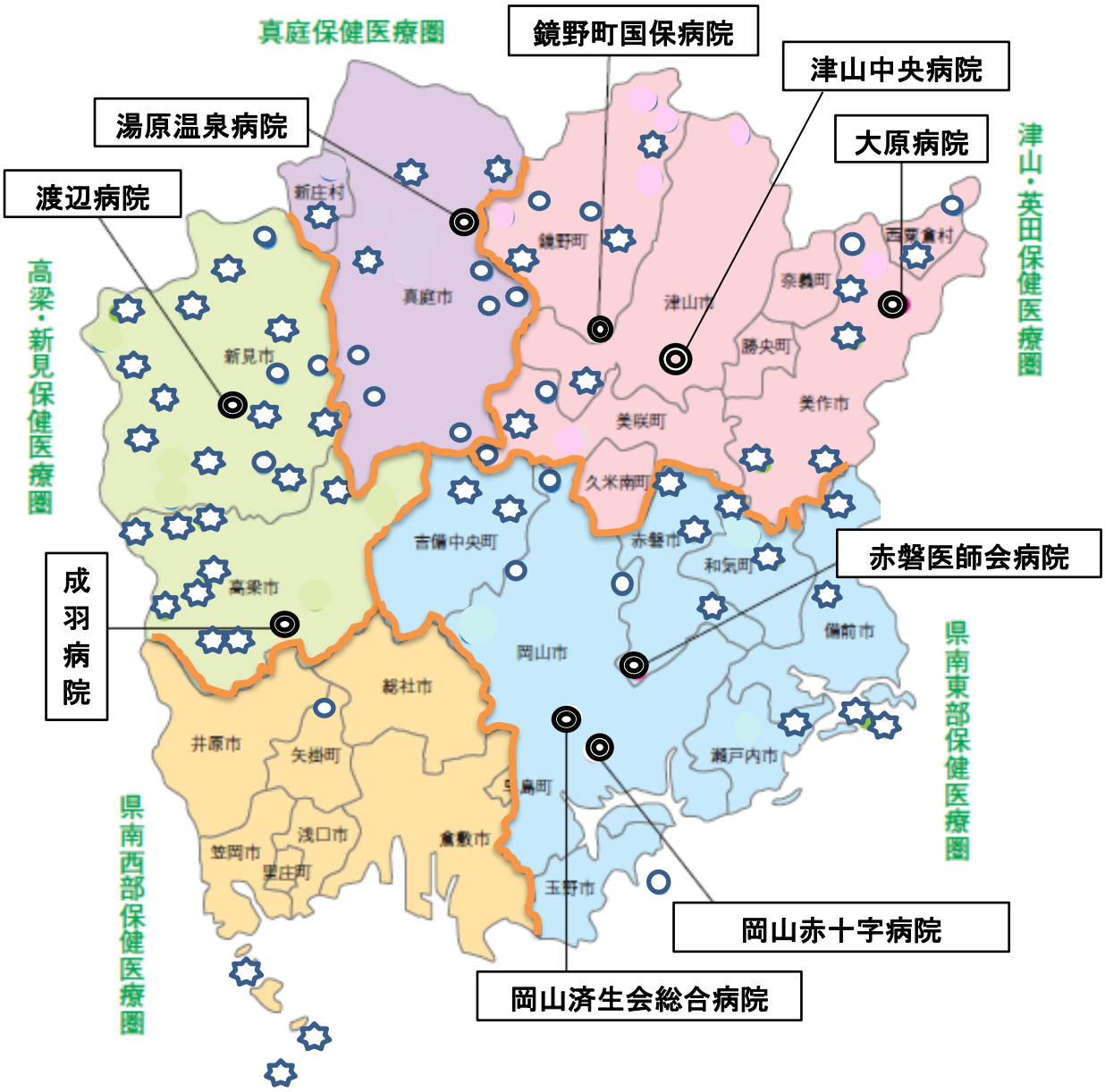

	県南東部	県南西部	高梁・新見	真　庭	津山・英田	計
へき地医療拠点病院 ◎	3	―	2	1	3	9
へき地診療所 ✿	12	3	20	4	10	49
無医地区 ○	4	1	4	6	6	21

1　無医地区
　医療機関のない地域で、当該地区の中心的な場所を起点として、概ね半径4kmの区域内に50人以上が居住している地区であって、かつ、容易に医療機関を利用できない地区

2　へき地診療所
　医療機関のない地域で中心地から半径4kmの区域内に1,000人以上が居住し、容易に医療機関を利用できない地区の住民の医療を確保するため、市町村等が設置する診療所

3　へき地医療拠点病院
　無医地区等を対象とする巡回診療、へき地診療所等への医師派遣等、へき地における医療活動を継続的に実施できると認められる病院で知事が指定したもの